

○上天草市病院事業行政財産の目的外使用に関する規程

平成24年1月27日病院事業管理規程第1号

上天草市病院事業行政財産の目的外使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上天草市病院事業の用に供する行政財産（以下「行政財産」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する目的外使用の許可及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条第3項に規定する使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(行政財産の目的外使用)

第2条 上天草市病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、次に掲げる場合には、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができるものとする。

- (1) 当該行政財産を利用する者のために厚生施設を設置する場合
- (2) 公共目的のために行われる講習会、研究会等の用に使用させる場合
- (3) 国、他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供する場合
- (4) 水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと管理者が認める場合
- (5) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させる場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要と認める場合

(使用許可の申請等)

第3条 行政財産を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、上天草市病院事業行政財産目的外使用許可申請書（様式第1号）を管理者に提出し、使用の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、行政財産の使用を許可するときは、上天草市病院事業行政財産目的外使用許可書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用許可の期間)

第4条 使用許可の期間は、1年以内とする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の期間は、これを更新することができるものとする。

(使用料の額)

第5条 行政財産の使用料の額は、別表のとおりとし、次に掲げるところにより算定するものとする。

(1) 使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。

(2) 使用期間に1月未満の端数があるときは、日割り計算とする。

(3) 使用の単位が1平方メートルに満たないときは、1平方メートルとする。

(4) 1件の使用料が100円に満たないときは、100円とする。

2 前項の規定にかかわらず、行政財産の使用料のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、前項の規定により算出した額（前項第4号により100円とした場合にあつては、100円とする前の額）に消費税法の規定により算出した額を加算した額（その額が100円を満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(使用料の納付)

第6条 使用料は、前納とする。ただし、管理者がやむを得ないと認めるときは、後納とすることができるものとする。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、行政財産を使用する者（以下「使用者」という。）の責めに帰することができない理由により使用しないときは、その期間にかかる使用料の全部又は一部を返還することができるものとする。

(使用料の減免)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができるものとする。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するとき。

(2) 地震、火災、水害等の災害により行政財産を使用するものが当該財産の使用の目的に供し難いと認めるとき。

(3) 管理者が特に減免する必要があると認めるとき。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、上天草市病院事業行政財産目的外使用料減免申請書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

（経費の負担）

第8条 使用者は、使用物件の維持保存のため必要とする経費のほか、当該使用物件に附帯する電話、冷暖房、電気、ガス、水道等の諸設備の使用料を負担しなければならない。ただし、管理者が特に認めるときは、この限りでない。

（権利譲渡等の禁止）

第9条 使用者は、その使用することのできる地位を他の者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（目的外使用の禁止）

第10条 使用者は、行政財産を許可された目的以外の目的に使用してはならない。

（使用許可の取消し及び制限）

第11条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、行政財産の使用の許可を取り消し、又は使用を制限することができるものとする。

(1) 公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 建物又は設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 係員の指示に従わないとき。

(4) 法令に違反する行為をしたとき。

(5) この規程に違反したとき。

（原状回復義務）

第12条 使用者は、使用期間が満了したとき、又は使用を中止したときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

（損害賠償）

第13条 使用者は、行政財産の使用中に建物又は設備を毀損し、又は滅失し

た場合において、原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 上天草市病院事業は、第11条の規定に基づく行政財産の使用の取消し又は使用の制限によって使用者が被った損害について、賠償の責を負わないものとする。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に行政財産の使用許可を受け使用している者については、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

別表

区分	単位	使用料
土地	6か月未満	使用料許可面積×使用許可日数×2円
	6か月以上	地方税法（昭和25年法律第226号）第388条第1項に規定する固定資産評価基準に準じて上天草市長が定めた評価額に100分の3を乗じて得た額とする。
建物	1年以上	地方税法（昭和25年法律第226号）第388条第1項に規定する固定資産評価基準に準じて上天草市長が定めた評価額に100分の7を乗じて得た額とする。
電柱	1本につき年	820円
電話柱	1本につき年	740円
その他の柱類及び支柱	1本につき年	370円
広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,100円

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

上天草市病院事業管理者 様

住 所

名 称

代表者氏名

上天草市病院事業行政財産目的外使用許可申請書（新規・更新）
行政財産の使用の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

使用場所	
使用目的	
使用期間	
使用面積又は延長	
工作物又は施設の構造	

備考 新規に申請する場合は、個人については住民票、法人については
登記事項証明書を添付してください。

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

上天草市病院事業管理者

上天草市病院事業行政財産目的外使用許可書

年 月 日付けで申請のあった上天草市病院事業行政財産の目的外使用については、下記の条件を付して許可する。

記

使用場所	
使用目的	
使用期間	
工作物等	
使用料	
その他	<ol style="list-style-type: none">1 使用物件の使用権を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保の目的に提供してはならない。2 使用物件を目的以外に使用してはならない。3 使用物件を管理者が不可抗力と認める以外の理由で、滅失し、又は損傷してはならない。4 使用期間を更新する場合は、使用期間が満了する日の2か月前までに使用許可申請書を管理者に提出しなければならない。5 管理者が特に必要があると認めるときは、使用物件について随時に実地検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。6 管理者は、使用者が規程第11条各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限することができる。7 使用期間が満了したとき、又は使用を中止したとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに現状に回復して返還しなければならない。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

上天草市病院事業管理者 様

住 所

名 称

代表者氏名

上天草市病院事業行政財産目的外使用料減免申請書
行政財産の使用料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

使用場所	
使用目的	
使用期間	
減免を受けようとする理由	

備考 減免を受けようとする理由は、具体的に記入してください。